

## 消費者庁シンポジウム 討論「地方消費者行政の充実と国の消費者行政の監督のあり方」

消費者問題特別委員会委員長 飯田 修 (42期)

2009年2月3日、弁護士会館3階301会議室にて、東京三弁護士会主催によるシンポジウム「地方消費者行政の充実と国の消費者行政の監督のあり方」が開催された。

### 経緯

食品安全をはじめとする消費者被害の救済と防止のためには、既存の産業育成型省庁とは異なる「消費者を主体とする政府の舵取り役」が必要である。

日弁連は、1989年人権擁護大会で「消費者被害の予防と救済に対する国の施策を求める決議」を採択し、消費者庁の設置を提案した。2007年福田康夫内閣の元でようやく実現の方向で動き出し、昨年9月には消費者庁関連3法案が国会に提出されたものの、審議入りされないまま今日に至っている。このシンポジウムでは、民主党から対案の構想が提示されていることも踏まえ、早期実現に向けて、特に地方消費者行政のあり方について各党の立場を聞いた。

### 開会挨拶と政府案・民主党案の説明

第一東京弁護士会の村越進会長から、活発な議論を求めるとの開会挨拶があり、引き続き、日弁連消費者問題対策委員会委員長（消費者行政推進会議委員）である吉岡和弘弁護士（仙台弁護士会）から政府案の説明がなされ、福山哲郎参議院議員から民主党案の説明がなされた。政府案が既存の省庁の権限を一部消費者庁に移管させ、業務は各地方自治体に委ねるとともに、消費者政策委員会を設置して民間の声を反映させる仕組みを採るのに対し、民主党案は、内閣の外に消費者権利院を設置して行政主体からの独立を確保し、相談員を国家公務員として位置づける、ということに独自性がある。

### 問題提起と議論

①町田市消費生活相談員の林弘美氏から、地方消費者



行政・相談窓口について、相談員が高度の専門性を求められる仕事である一方で、自己研鑽の機会が与えられず、雇用形態も不安定であるとの実態が指摘され、②吉岡弁護士は、政府案、民主党案について、その仕組みが具体的に機能し、実効性を確保できるのかについて問題提起された。

森まさこ参議院議員（自民党・二弁）、大口善徳衆議院議員（公明党）は、国から地方に交付される予算を有効活用してもらいたい、具体的な施策は地方がその実情に応じて実施するのが適切であると説明された。福山哲郎参議院議員（民主党）は、全国一定の水準によるサービスを確保するためには消費者権利院の元に地方部局を設置し、相談員は国家公務員とするのがよい、権利官が行う勧告は、世論を喚起することにより実効性を図ることができると説明された。大門実紀史参議院議員（共産党）、近藤正道参議院議員（社民党）は、政府案ベースで消費者政策委員会に民主党のオンブズマン的な発想を取り入れる形がいい、早期に審議入りすることが一番大切だ、と述べた。

### 閉会の言葉

問題提起された林氏、吉岡弁護士から、理念や視点は共通の基盤がある、実現の可能性を実感できたとの感想が述べられ、最後に山本剛嗣会長は、一日も早い具体化が社会の大きな要請になっている、知恵を合わせて早期の実現をお願いしたい、と閉会の挨拶を述べられた。